

利用者負担額（保育料）基準額表

【利用者負担額（保育料）3号認定】

（単位：円）

階層 区分	世帯の状況		利用者負担額（3号）	
			3歳未満	
			標準時間	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯		0	0
第2	ひとり親世帯等		0	0
	町民税非課税世帯		0	0
第3	ひとり親世帯等		7,000	6,900
	町民税均等割課税世帯		15,000	14,800
第4	ひとり親世帯等		9,000	9,000
	48,600円未満		19,500	19,300
第5	ひとり親世帯等		9,000	9,000
	65,000円未満		20,000	19,800
第6	ひとり親世帯等		9,000	9,000
	81,000円未満		25,000	24,700
第7	97,000円未満		30,000	29,600
第8	133,000円未満		40,000	39,400
第9	169,000円未満		44,500	43,800
第10	235,000円未満		55,000	54,200
第11	301,000円未満		61,000	60,100
第12	397,000円未満		80,000	78,800
第13	397,000円以上		82,000	80,700

多子世帯の軽減

市町村民税所得割課税世帯のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯は、同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが、保育所等（※）を利用している場合、上から2人目のお子さんの保育料は半額、3人目以降のお子さんは無料となります。

市町村民税課税世帯のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯は、上のお子さんが小学生以上の場合も含め、第2子は半額、第3子は無料となります。

なお、上のお子さんの年齢や勤務状況により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。

※保育所等：保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

ひとり親世帯等の軽減

ひとり親世帯等（※）の保育料は、第2階層～第6階層（市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯に限る）の世帯は、上のお子さんが小学生以上の場合も含め、第1子は基準額表の『ひとり親世帯等』の保育料となり、第2子以降は無料となります。なお、上のお子さんの年齢や勤務状況により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。

※ひとり親世帯等：①母子及び寡婦、父子世帯 ②在宅障がい者（児）（※）のいる世帯

※在宅障がい者（児）：身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者、精神障害者保健手帳の交付を受けた方

【保育料について】

保育料は、子どもの年齢（年度当初の年齢）、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）、父母等扶養義務者の市町村民税（4月～8月は前年度分、9月～3月は当年度分）の合計額により、基準額表のとおり決定します。子どもの年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、その年度中は年度当初の年齢の額を適用します。

【保育料の決定時期について】

階層区分及び保育料は、利用開始時に決定後、毎年4月と9月に保育料決定通知書等にてお知らせいたします。

【市町村民税について】

- ・市町村民税は、お住まいの自治体の税務担当課へ所得等を申告する必要があります。ただし、前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人、又は所得税の確定申告をした人は申告の必要はありません。
- ・上記の申告や書類の提出を依頼したにも関わらず、ご連絡がない場合は、ご連絡が得られるまでの間、保育料を最高額で決定します。
- ・階層区分認定の基準となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除を適用する前の税額となります。

【保育料の納付について】

保育所の場合

- ・毎月25日（納期限）までに水巻町に納めてください。
- ・保育料の納付は基本的には口座振替をお願いします。
- ・納期限までに納付がない場合には督促、電話や文書の催告を行います。督促しても納付のない場合は、資産調査や給与調査を行い、財産を差し押さえることがあります。

認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）の場合

- ・各事業者が定める納期限までに、指定する方法（口座振替など）で納めてください。詳しくは、各事業者に直接ご確認ください。
- ・各施設や事業者からの再三にわたる督促や催告に応じない状況（悪質な対応）が続くと、利用契約を解除されることがあります。

【お問い合わせ先】

水巻町役場 子育て支援課 子育て支援係 ☎ (093) 201-4321